

栄養教諭免許状取得

(栄A) 課程認定大学で専修、一種、二種免許状を取得する。

【根拠規定】教育職員免許法別表第2の2(課程認定大学での一般的な方法での免許状の取得)

別表2の2により免許状の授与を受ける場合は、必ず課程認定を受けている大学の指導に従って単位を修得してください。(教育職員免許法施行規則第22条の4)

【基礎資格】

修士の学位及び管理栄養士の免許(専修免許状)

学士の学位、かつ、管理栄養士の免許または管理栄養士養成施設の課程を修了し栄養士の免許(一種免許状)

短期大学士の学位及び栄養士の免許(二種免許状)

教育職員免許法施行規則に規定する科目(第10条)		左項の各科目に含めることが必要な事項(注1)	専修	一種	二種
第2欄	栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	4	2
		幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項			
		食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項			
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目(注2)(注3)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	5
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)					
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目(注2)(注3)	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	6	3
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
		生徒指導の理論及び方法			
第5欄	教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	2	2
		教職実践演習(注4)	2	2	2
第6欄	大学が独自に設定する科目(注5)	大学が独自に設定する科目 ※第2欄、第3欄、第4欄、第5欄で修得した単位の余剰分を充てることができる。	24		
修得することを必要とする最低単位数 総計			46	22	14

(注1) 全ての事項にわたり合計単位を修得すること。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校教諭の免許状、養護教諭の免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる単位があるので確認すること。

(注2) 第3欄及び第4欄の科目の単位は、第3欄の科目にあつては6単位(二種免許状の取得を受ける場合にあつては4単位)まで、第4欄の科目にあつては2単位まで、幼稚園、小学校、中学校または高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの第3欄の科目または第4欄の科目の単位をもってあてることができる。

(注3) 第3欄及び第4欄の科目の単位は、第3欄の科目にあつては6単位(二種免許状の取得を受ける場合にあつては4単位)まで、第4欄の科目にあつては8単位(二種免許状の取得を受ける場合にあつては4単位)まで、養護教諭の普通免許状を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

(注4) 平成21年度以前に修得した第5欄「総合演習」は、第6欄「教職実践演習」に読み替えることができる。

(注5) 第6欄の修得方法は、第2欄若しくは大学が加えるこれに準ずる科目(管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る。)又は養護教諭・栄養教諭の第3欄、第4欄、第5欄のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

教育職員免許法施行規則66条の6に定める科目		単位数
日本国憲法		2
体育		2
外国語コミュニケーション		2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作		2